

情報資源の管理と提供 鵜田拓哉(共立女子大学)

<領域のねらい>

ネットワーク社会における情報資源管理および図書館システムへの理解を深めるとともに、利用者の視点を踏まえた実践について学ぶ。

<科目のテーマ>

目録・分類をはじめとする情報資源の組織化にかかる最近の動向と、情報資源の特性に基づく管理・提供に関する諸課題について学ぶ。

<科目のねらい>

- ・情報資源の組織化と書誌コントロールに関する最近の動向を学ぶ。
- ・図書館における情報検索や利用に関する理解を深める。
- ・各情報資源(図書、電子資料等)の特性に応じた管理・提供について学ぶとともに、それに伴う諸課題への対応について考える。
- ・知識・資源の活用と広域管理の可能性について考える。

はじめに:情報資源の組織化(情報資源組織)とは

- ・資料から情報資源へ
 - 資料…図書や雑誌といった“形があるもの”を強くイメージしてしまう?
 - 情報資源…“形があるもの”だけでなく、ウェブサイトやオンラインデータベースのような“形がないもの”までもうまく表現できている?
- ※組織化…ばらばらの物や人を、一つの体系のもとにまとめること(『大辞林』第4版)
- ・図書館を取り巻く環境
 - 図書館を構成する3要素 → 情報資源(資料)、施設・設備、職員
 - ※3要素だけでは現実的でない → 「利用者」を加えて4要素とする
 - 図書館の活動に影響を与える外的要因:世の中の動き、上位組織、ほかの施設など

★情報資源の組織化＝利用者が情報資源を探すための環境を整える作業・業務
＝情報資源と利用者を結びつける

- ・情報資源組織の組織化の具体的な事例
 - OPAC の検索対象となる、タイトルや著者名などの情報を用意しておく
 - 図書に適切な分類記号を付与し、利用者がその図書を探し出せるようにしている
 - 分類記号順（厳密には、請求記号（所在記号）順）に図書を並べる

★情報資源の組織化の役割

⇒利用者が持っているさまざまな検索要求（利用者が置かれた検索時の状況）にこたえられる環境を用意する

- 検索時の行動 →書架などに行って実物を探す／OPAC を利用する
- 検索する手がかり（＝アクセス・ポイント） →タイトル、著者名など／主題
- 探している資料 →特定されている（わかっている）／特定されていない
- 検索結果 →少数の方がよい／ある程度件数があった方がよい

★情報資源組織の位置づけ

- ・司書としての専門的知識を要求される領域（司書の専門性が発揮される場所）

→標準化、ネットワーク化、アウトソーシング

⇒日常の業務から離れつつある領域（かつ敬遠しがちな領域）？

⇒だからこそ「情報資源の組織化」についてあらためて学ぶことが大事になる

- ・図書館サービスのタイプとしては、テクニカルサービス（間接サービス）

★書誌コントロール

利用者が必要とする資料を探し出せるように、書誌データなどを整備したりなどして資料へのアクセスを可能にする活動の総称。上述した「情報資源組織の組織化の具体的な事例」であげた作業のほか、目録規則等のツールの整備や標準化といった活動も含まれる。

1. 目録を取り巻く環境の変化

- ・コンピュータ化（「カード」から「コンピュータ」へ）
 - 書誌データの流通環境の変化
 - 書誌データの共有・交換が容易に

- ・“目録の危機”
 - インターネットの登場・普及
 - ネットワーク情報資源（ウェブサイト、ウェブ上に公開されている各種ファイルなど）の爆発的増加
 - 図書館、図書館目録でカバーしきれない
 - 利用者の情報探索行動の変化
 - 「図書館に行かなくても調べられる」
 - 「(ほかの検索システム、サービスと比べて) OPAC は使いにくい」

(参考) Google の使命

「世界中の情報を整理し、世界中の人がアクセスできて使えるようにすること」¹

★これからの図書館目録に求められるもの（※このテーマ全体のまとめともいえる）

- ・ほかのシステムと差別化するための付加価値（＝図書館目録ならではの価値）
付加価値を何に求めるのか？

- データに関する問題ととらえて高品質な書誌データを目指す
- システムに関する問題ととらえてシステムの高度化を追求する

- ・ほかのシステムとの連携（外部開放）

「情報資源についての情報を扱っている（必要としている）のは図書館だけでない」という意識・感覚が必要である

2. 目録規則の動向

枠組み自体は 1960～1970 年代に確立され、その改訂が 1990 年後半から 2000 年代半ばまでに一段落した。

具体的には、パリ原則、国際標準書誌記述（ISBD）、英米目録規則（AACR）や日本目録規則（NCR）の改訂などがあげられる。

- ・日本目録規則の各版（※日本図書館協会によって維持、改訂されてきた版）
1952 年版（1953 年）→1965 年版（1965 年）→新版予備版（1977 年）→1987 年版（1987 年）→1987 年版改訂版（1994 年）→1987 年版改訂 2 版（2001 年）→**1987 年版改訂 3 版（2006 年）**→2018 年版予備版（2018 年 3 月）→2018 年版（2018 年 12 月）

¹ <https://about.google/>

(例)『日本目録規則 1987年版改訂版』から『日本目録規則 1987年版改訂2版』への改訂に際し、ネットワーク情報資源も含んだ「電子資料」への対応を検討した。「1987年版改訂2版」の刊行時に検討結果を反映させるとともに、章のタイトルを「コンピュータ・ファイル」から「電子資料」に変更した。

(例)『日本目録規則 1987年版改訂2版』から『日本目録規則 1987年版改訂3版』への改訂に先立ち、逐次刊行物に電子ジャーナルやウェブサイト、ルーズリーフのような資料への対応を検討した。「1987年版改訂3版」の刊行時に検討結果を反映させるとともに、章のタイトルを「逐次刊行物」から「継続資料」に変更した。

これらの例は、国際標準書誌記述や英米目録規則の改訂案が出されたといった、目録規則にかかわる動きに対応したものといえる。その背景には、資料の多種多様化などの世の中の動きがある。

★抜本的な見直し

- ・カード目録時代からの脱却 →インターネット時代への対応
- ・対象資料の多様化（デジタル化、ネットワーク化）
 - 「資料種別」によるこれまでの目録規則の章立てに限界
 - 「版」概念の曖昧さ：「コンテンツ」（内容面）と「キャリア」（物理媒体）が混在
これまでは「著作」と「版」というとらえ方
- ・「記述」だけでなく、「標目」に対する見直しも
- ・目録データをほかのコミュニティにも使ってもらえるように

⇒『日本目録規則 2018年版』の改訂に向けての動き

→情報資源の組織化（特に目録）における動向と密接に関係している

以下に『日本目録規則 2018 年版』の改訂にかかわる目録の領域のおもな動きを示す。

主な動き	内容
1997 年 FRBR (書誌レコードの機能要件) ²	今後の目録の基礎となる概念モデル FRBR の第 1 グループに焦点 ※刊行は 1998 年 ※1992 年から検討が始まり、2007 年に一部修正が行われる
2009 年 ICP (国際目録原則覚書) ³	「パリ原則」(1961 年)に代わる新たな原則 ※2003 年から策定作業が開始され、2016 年に修正版が出される
2009 年 FRAD (典拠データの機能要件) ⁴	FRBR の第 2 グループに焦点 ※1997 年から検討開始
2010 年 RDA	「AACR2」の後継版としてスタートしているが、現在は国際標準のような位置づけ ※2003 年から AACR2 の改訂作業が開始、結果として抜本的な改訂に
2010 年 FRSAD (主題典拠データの機能要件) ⁵	FRBR の第 3 グループに焦点 ※2005 年から検討開始
2011 年 ISBD Consolidated Edition	全資料種別を網羅した統合版の位置づけ ※2007 年から改訂作業が開始 ※一応 RDA との互換性はある

●FRBR (書誌レコードの機能要件)

(Functional Requirements for Bibliographic Records)

- ・目録規則ではなく、今後の目録規則の基礎になる枠組み
- ・書誌的世界の概念モデルを実体関連モデル (E-R モデル) で表現する
実体関連モデル: 実体、属性、関連から構成される
→書誌レコードの各項目が何のために設定されているかを見直す材料に
- ・情報の「発見 (find)」「識別 (identify)」「選択 (select)」「入手 (obtain)」の 4 つを
目録利用者の行動モデル (利用者タスク) として考察の土台としている。

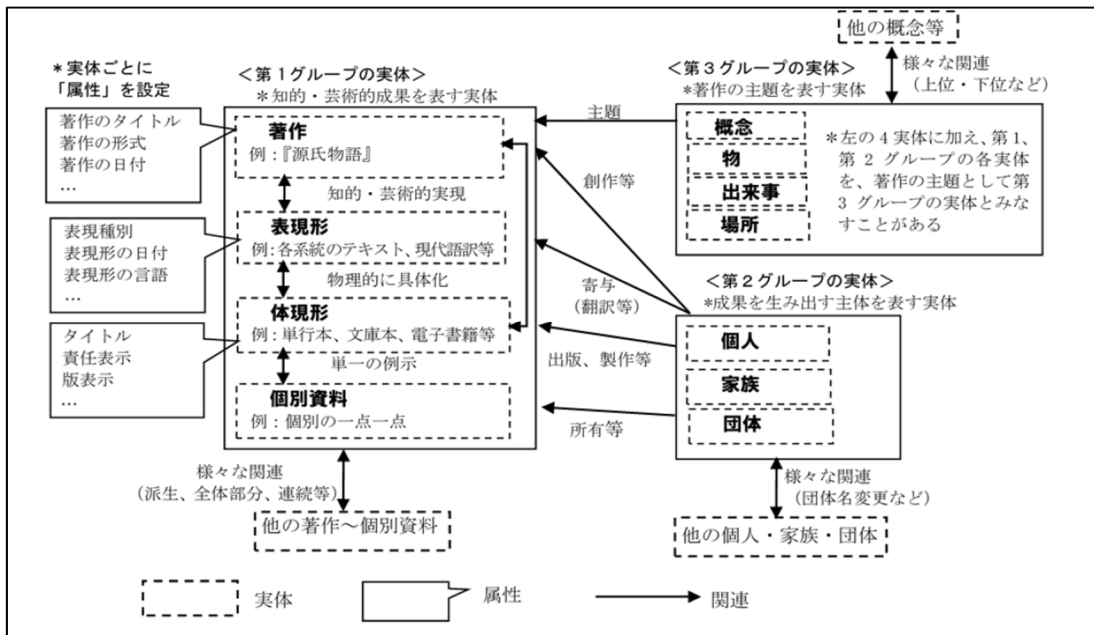
² 和中幹雄ほか訳『書誌レコードの機能要件』日本図書館協会, 2004, 121p
<https://www.ifla.org/wp-content/uploads/2019/05/assets/cataloguing/frbr/frbr-ja.pdf>

³ ここでは、修正版 (2016 年) の日本語訳の URL を示しておく。
https://www.ifla.org/wp-content/uploads/2019/05/assets/cataloguing/icp/icp_2016-ja.pdf

⁴ 国立国会図書館収集書誌部による FRAD の日本語訳の URL を示す。
https://www.ifla.org/wp-content/uploads/2019/05/assets/cataloguing/frad/frad_2011-jp.pdf

⁵ 山本昭, 水野資子訳. 主題典拠データの機能要件 概念モデル (仮訳). TP&D フォーラムシリーズ: 整理技術・情報管理等研究論集. no.23, 2014, p.64-76.

FRBR で設定されている実体と属性、関連を下に示す⁶。



★FRBR

資料（知的成果物）を4段階の枠組み（つまり4つの実体）で把握（※第1グループ）
 ◎目録の対象となる資料をどのように捉えるか

- ・著作 (work) : 個別の知的・芸術的な創造
- ・表現形 (expression) : 著作をテキストや画像等の形式で表現したもの
- ・体现形 (manifestation) : 表現形を図書等で物理的に具体化したもの
- ・個別資料 (item) : 体现形のコピー

FRBR の第1グループの実体の特徴

- ・これまでの「著作」と「版」というとらえ方を発展させている
 - 「コンテンツ」と「キャリア」が混在していた「版」
- 実体「表現形」に「コンテンツ」、実体「体现形」に「キャリア」の部分を対応させる
- +これまでの「版」のもとに実体「個別資料」を設ける
- ⇒目録の対象をより精密にとらえることが可能になった

⁶ FRBR における第2グループの実体は「個人」「団体」の2つであるが、説明の便宜上以下に示す文献の図を引用した。

日本図書館協会目録委員会編『日本目録規則 2108年版』日本図書館協会, 2018. p.23 「図0.3 本規則が依拠する概念モデルの概要」

• FRAD

成果物を生み出す主体を表す実体：「個人」「団体」

◎資料に関わる個人・団体など

- (主に) 著者名典拠に相当する実体
- ほかに出版者、資料の所有者など

※FRBR でも第 2、第 3 グループの実体にも触れているが、FRBR は第 1 グループの実体に焦点を当てている。FRAD は、FRBR の第 2 グループの実体に対してさらなる検討が行われている。

• FRASAD

著作の主題を表す実体：「概念」「物」「出来事」「場所」(※第 3 グループ)

◎(著作の) 主題に相当する実体

※FRASAD は、FRBR の第 3 グループの実体に対してさらなる検討が行われている

FRBR、FRAD、FRASAD の統合版といえる IFLA LRM (Library Reference Model) が 2017 年 8 月に承認された⁷。『日本目録規則 2018 年版』では、IFLA LRM への準拠を今後の課題としている。

FRBR に着目している理由は、FRBR が上述した目録の領域における新しい動きに大きな影響を与えているためである。

• ICP

- 国際図書館連盟 (IFLA) によって策定された目録に関わる諸事項についての国際合意
- 「パリ原則」(1961 年) に代わるものとして、従来の目録法の伝統と FRBR を基盤にして構築された
- 説明の中に FRBR、FRAD、FRASAD に出てくる実体が出てきている

• RDA (Resource Description and Access : 資源の記述とアクセス)

- AACR2 (英米目録規則第 2 版) の後継規則として 2010 年 6 月に刊行
- はじめは AACR 第 3 版という位置づけであったが、名称を RDA に変更したこともあり、構成に大きな変更が見られる

⁷ https://www.ifla.org/wp-content/uploads/2019/05/assets/cataloguing/frbr-lrm/ifla-lrm-august-2017_rev201712.pdf

日本語訳が以下の図書となる。

Pat Riva, Patrick Le Bœuf, Maja Žumer 著、訳者代表和中幹雄, 古川肇『IFLA 図書館参照モデル：書誌情報の概念モデル』, 樹村房, 2019, 104p.

RDA が作成された背景

- あらゆるコンテンツ／キャリアの情報資源に対応する必要が出てきた
- 図書館中心としつつも、他のコミュニティとの接合を意識する
- FRBR を適用しつつも、これまでの目録規則との継続性も意識する

RDA の特徴

- FRBR に密着している
- 典拠コントロールも重視している
- 機械可読性の向上を図る など

★新しい日本目録規則（＝『日本目録規則 2018 年版』）に向けた動き⁸

- ・目録を取り巻く環境の変化に対応するために抜本的な見直しが必要
- ・これまでの改訂作業に加えて、RDA を意識した改訂作業が必要

⇒2010 年から改訂に向けた動きを開始

- ・『日本目録規則』の改訂に向けて」（2010 年 9 月）日本図書館協会目録委員会⁹

RDA の単純な日本語訳ではなく、RDA を意識しつつもこれまでのように日本の状況に合わせた改訂作業を行っていく。

- ・改訂の主な内容

（※事前に参考文献としてあげた『日本目録規則 2018 年版』「第 0 章 総説」の対応する規定を【 】で示している）

- (1) エレメント定義の記載順序および表示

- ・規定範囲をエレメント（データ要素）の定義と方法に限定する 【#0.5.7】
- ・記載順序は原則として規定しない 【#0.5.7】
- ・原則として、特定の区切り記号法の使用を規則内で規定しない 【#0.8.1】

⇒何を記録するかに焦点を当て、どのように記録するかまでは考慮しない

- (2) FRBR モデルへの対応 【#0.3】

これまでの NCR との継続性を考え、体現形を基盤とする

- (3) 典拠コントロールおよび標目に関する規定の重視

- (4) 関連 【#0.3.3】

⁸ 日本図書館協会目録委員会のウェブサイトで、新しい日本目録規則に向けた策定作業および関連資料についてまとめられている。

<http://www.jla.or.jp/committees/mokuroku/tabid/643/Default.aspx>

⁹ <http://www.jla.or.jp/portals/0/html/mokuroku/20100917.pdf>

(5) 書誌階層の考え方を維持する（全体部分関連でとらえる）【#0.5.6】

- ・2013年9月から日本図書館協会目録委員会は、国立国会図書館収集書誌部（NDL）と『日本目録規則』（NCR）改訂作業を連携して進めることになった¹⁰。
- ・『日本目録規則』改訂の基本方針（2013年8月）日本図書館協会目録委員会、国立国会図書館収集書誌部¹¹
主な改訂内容は「『日本目録規則』の改訂に向けて」から大きな変更はない。新NCRの構成が「総説」「実体の属性に関する記録」「実体の関連に関する記録」「付録」という、RDAに沿ったものとするようになった。
- ・2018年3月 『日本目録規則 2018年版予備版』が公開¹²
- ・2018年12月 『日本目録規則 2018年版』刊行
- ・2019年1月 『日本目録規則 2018年版』PDF版を公開¹³
※PDF版については、ファイル単位で随時更新されている（最新の更新は2023年3月）。

-
- ・2021年1月 国立国会図書館が『日本目録規則 2018年版』の適用を開始¹⁴
 - ・2022年1月 TRC MARCが『日本目録規則 2018年版』の適用を開始¹⁵

3. 次世代 OPAC の動向

- ・「次世代」OPAC
 - 米国を中心に2006年ごろから続々と登場
 - 何をもって「次世代」といえるのか明確な定義はない（これまでのOPAC+α）
 - Googleなどの検索エンジン、Amazon等のオンライン書店を意識
（←ウェブの利用に慣れている利用者が違和感なく利用できるように）
 - 図書館目録ならではの機能を追求する試み

¹⁰ <http://www.jla.or.jp/Portals/0/data/iinkai/mokuroku/renkei.pdf>

¹¹ <https://www.jla.or.jp/Portals/0/data/iinkai/mokuroku/kihonhousin20130822.pdf>

¹² <http://www.jla.or.jp/committees/mokuroku/tabid/committees/mokuroku/tabid/718/Default.aspx>

¹³ <https://www.jla.or.jp/committees/mokuroku/ncr2018/tabid/787/Default.aspx>

¹⁴ <https://www.ndl.go.jp/jp/data/ncr/index.html>

¹⁵ https://tooli.trc.co.jp/news/public/marc/marc_news/marcnews33.pdf

よく見られる機能

★入力支援、表示内容の充実、検索結果の活用など

- (1) 簡略な検索画面：Googleのようなシンプルな検索ボックス
- (2) キーワード入力補助：スペルチェック、自動修正、先読み候補表示など
- (3) 関連キーワードの視覚化：タグクラウドの利用など
- (4) レlevanceランキング：入力した語に関連度の高いものから表示する
- (5) 書誌情報の拡張：書影、目次、内容紹介など
- (6) ファセット型ブラウジング：検索結果の絞り込みを複数の観点（「言語」「資料の種類」「出版年」など）から表示する
- (7) FRBR化表示：さまざまな「版」をまとめ、「著作」単位で表示
- (8) 利用者による情報入力：タグの付与、コメント、レビュー
- (9) レコメンデーション：Amazonのおすすめ（「この商品を買った人はこんな商品も買っています」）のような機能
- (10) ほかのデータベースとの統合検索：各種電子情報資源（電子図書、電子ジャーナルなど）も検索対象に ⇒ディスカバリサービス

・日本における次世代 OPAC（に位置づけられそうなもの）の事例

2010年以降、(1) から (10) にあげた内容を取り入れた OPAC が少しずつ増加

- 九州大学、慶應義塾大学、筑波大学、成田市、富山市、…

- 国立国会図書館サーチ¹⁶：国立国会図書館、都道府県立図書館、国立情報学研究所、国立公文書館、国立美術館や民間電子書籍サイト等が検索対象

・その他

カーリル¹⁷：全国の図書館の蔵書情報と貸出状況を検索できる

※地名を選択すれば、その場所から近い図書館を自動的に選択して検索する
一度の検索で、複数の図書館の蔵書と Amazon 等の書誌データベースを同時に検索する

→所蔵の有無、貸出可／不可に加え、その図書の書誌情報を見ることができる

¹⁶ <https://iss.ndl.go.jp/>

¹⁷ <https://calil.jp/>

4. 書誌コントロールにかかわる動向

- ・「On the Record」（2008年1月）米国議会図書館「書誌コントロールの将来WG」報告書¹⁸
 - ・外部データを活用することで目録作成の作業の効率化を図る
 - ・目録作業にかかわる責任を分担する（米国議会図書館に負担が偏らないようにする）
 - ・貴重資料および独自資料の組織化・提供に力を注ぐ
 - ・典拠コントロールの作業も重視する

NDL（国立国会図書館）の動き

- ・「書誌データの作成・提供の方針（2008）」（2008年3月）¹⁹
（5年間を対象期間とした方針）
 - 書誌データの開放性を高め、ウェブ上での提供を前提として、ユーザが多様な方法で容易に入手、活用できるようにする
 - 情報検索システムを一層使いやすくする
 - 電子情報資源も含めて、多様な対象をシームレスにアクセス可能にする
 - 書誌データの有効性を高める
 - 書誌データ作成の効率化、迅速化を進める
 - 外部資源、知識、技術を活用する

2009年1月から、外部民間MARCのデータを利用
- ・「国立国会図書館の書誌サービスの新展開（2009）」（2009年5月）²⁰
「国立国会図書館の書誌データの作成・提供の方針（2008）」の内容を再整理し、平成21年（2009年）度以降の残りの4年間で目指すべき書誌サービスの枠組みを示すことで、今後進められるシステム開発および新システムによるサービス提供に役立てることを目的として策定された。

¹⁸ 国立国会図書館による日本語訳を示す。

https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/287276/www.ndl.go.jp/jp/library/data/pdf/ontherecord_jp.pdf

¹⁹ <https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/1052034/www.ndl.go.jp/jp/library/data/housin2008.pdf>

²⁰ <https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/8703998/www.ndl.go.jp/jp/library/data/pdf/houshin2009.pdf>

- ・「国立国会図書館の書誌データ作成・提供の新展開（2013）」（2013年2月）²¹
今後おおむね5年を見据えたNDLの書誌データ作成・提供の方向性を示す。

- (1) 国立国会図書館が収集した図書及びその他の図書館資料（以下「資料」という。）並びに電子的に流通する情報（以下「電子情報」という。）のいずれにも利用者が迅速、的確かつ容易にアクセスできるよう、また広く書誌データの利用を促進するよう、書誌データの作成及び提供を行う。
- (2) 資料と電子情報の書誌データを一元的に扱える書誌フレームワークを構築する。
- (3) 資料と電子情報のそれぞれの特性に適した書誌データ作成基準を定める。
- (4) 信頼性及び効率性の高い検索に資するよう、典拠データ作成対象の拡大並びに主題情報及び各種コード類付与の拡充を行う。
- (5) 国立国会図書館法第7条に規定する「日本国内で刊行された出版物」に相当する電子情報の書誌データを、新たに全国書誌として提供する。
- (6) 利用者が書誌データを多様な方法で容易に入手し活用できるよう、開放性を高める。
- (7) 出版・流通業界、関係機関等と連携の上、さまざまな資源、知識、技術を活用する。
- (8) 利用者の要請、出版物の多様化、情報通信技術の発展等に対応するため、必要に応じて見直しを行う。また、各項の具体的な実施に向けて、有効性と費用対効果を考慮し、必要な計画を別途作成する。

- ・「国立国会図書館書誌データ作成・提供計画2018-2020」（2018年3月）²²

システムのリニューアルを見据え、「書誌データ提供の強化」「書誌データ作成基盤の整備」の観点から書誌データの作成・提供に関する業務の実施項目について策定している。

- ・書誌データ提供の強化

- (1) 新しい日本目録規則への対応

※計画では、2021年1月にNDLにおいて新NCR（『日本目録規則2018年版』）の適用を開始することを目標としている

- (2) 典拠コントロールの拡大
- (3) 雑誌記事索引の拡充
- (4) 新しい書誌フレームワークの国際動向の把握
- (5) 全国書誌を中心とした書誌データの利活用促進

- ・書誌データ作成基盤の整備

- (1) 職員の能力向上
- (2) 外部資源の活用とシステム機能の強化等

²¹ <https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/9484238/www.ndl.go.jp/jp/library/data/shintenkai2013.pdf>

²² <https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11628650/www.ndl.go.jp/jp/library/data/bibplan2020.pdf>

- ・「国立国会図書館書誌データ作成・提供計画 2021-2025」（2021年3月）²³

発展したデジタル社会の情報探索における書誌データの重要性を再確認し、利用者が求める情報を的確かつ容易に入手できるようにするための書誌データ作成及び提供を目指す。また、書誌データの充実を図ることによって「知りたい」を支援する情報発信の基礎となることを目指す。

(1) 書誌データ機能の強化

典拠データの拡充、識別子の入力拡大（→外部データとの紐づけ）、『日本目録規則 2018年版』で重視している「関連」についてのデータを図書等の書誌データに拡大など

(2) 書誌データ標準化

日本図書館協会目録委員会と連携して『日本目録規則 2018年版』の普及促進に向けた取り組みの継続など

(3) 書誌データの普及及び関係機関との連携協力

国内関係機関等が提供するデータとの連携、遠隔研修の充実など

NII（国立情報学研究所）

- ・「次世代目録所在情報サービスの在り方について（中間報告）」（2009年3月）²⁴

国立情報学研究所「次世代目録WG」が、国立情報学研究所および目録所在情報サービスの参加機関が取り組むべき課題についてまとめている。検討の視点は以下の通り。

- データ構造の中期的な見直し
- 電子情報資源に対応するしくみ
- 外部の書誌データの積極的な活用
- 共同分担目録作業の体制

- ・「これからの学術情報システム構築検討委員会」の活動

- 2012年にNIIと国公立大学図書館協力委員会によって設置された。
- 学術情報を支えるメタデータという観点からNACSIS-CATおよびNACSIS-ILLの今後について検討を行っている。
- 今後の方向性として、NACSIS-CATおよびNACSIS-ILLにかかわる作業負担の軽減・効率化や、そのための外部メタデータとの連携、データ品質のさらなる向上などが考えられている。
- 前者については、「NACSIS-CAT/ILLの軽量化・合理化について（基本方針）」や「NACSIS-CAT/ILLの軽量化・合理化について（実施方針）」が作成された。これらは2020年以降の目録所在情報サービス（「CAT2020」）の運用にかかわるものである。

²³ <https://www.ndl.go.jp/jp/library/data/bibplan2025.pdf>

²⁴ https://contents.nii.ac.jp/sites/default/files/catill/2022-03/next_cat_interim_report.pdf
2021年に出された最終報告のURLを示しておく。

https://contents.nii.ac.jp/sites/default/files/catill/2022-03/next_cat_last_report_2.pdf

- 「これからの学術情報システムの在り方について（2019）」²⁵
RDA や『日本目録規則 2018 年版』への対応は今後の検討事項としている。

- ・ 2020 年 8 月から CAT2020 の運用を開始した²⁶。
- ・ 2023 年 1 月に目録所在情報システム（NACSIS-CAT/ILL）のシステム更新が行われた。

5. 分類・件名の動向

●分類

- ・『日本十進分類法（NDC）新訂 10 版』が 2014 年 12 月に刊行²⁷
これまでの版の改訂方針を踏襲しつつ、新主題の追加や説明の修正など分類作業が適切かつ効率的に行えるような環境（さらに利用者にとってもわかりやすい分類表）となるため）の整備が行われている。

（参考）新訂 9 版と新訂 10 版の比較

- ・ 2 分冊の構成
 - 新訂 9 版…第一分冊「本表編」、第二分冊「一般補助表・相関索引編」
 - 新訂 10 版…第一分冊「本表・補助表編」、第二分冊「相関索引・使用法編」
※補助表を第一分冊に移すことで、第一分冊のみで記号の合成が可能となった
※使用法についての説明を充実させるとともに、用語解説も加えている（第二分冊）
- ・ 言語共通区分（例：「5 文法」、文学共通区分（例：「3 小説」「4 エッセイ」）の扱い
 - 新訂 9 版…一般補助表
 - 新訂 10 版…固有補助表（細目表の中に組み込まれている）
- ・ 新主題への対応
 - 分類項目の新設、分類項目名等の変更、各種注記の追加・修正

²⁵ https://contents.nii.ac.jp/sites/default/files/korekara/2021-02/korekara_doc3.pdf

²⁶ <https://www.nii.ac.jp/CAT-ILL/about/infocat/cat2020/#1>

²⁷ NDC10 版については次の図書が参考になろう。

小林康隆編著，日本図書館協会分類委員会監修『NDC の手引き―「日本十進分類法」新訂 10 版入門』，2017，208p.（JLA 図書館実践シリーズ，32）。

● 件名

- ・そもそも「件名」って？
- ・典拠コントロールにかかわる議論の中でクローズアップされる可能性も？

・『基本件名標目表』(BSH)

1999年に刊行された「第4版」が最新版である。その後3回ほど件名標目の追加案が出され、2022年6月にはそれらの3案を整理して追加件名標目として確定した「『基本件名標目表 第4版』追録」が公表された²⁸。

・Web NDL Authorities²⁹

『Web版国立国会図書館件名標目表』(Web NDL SH)の提供範囲に、個人名、団体名、家族名、地名および統一タイトルといった名称に関する典拠データを加えて機能を拡張したもの。2012年1月より本格的にサービスが開始されている。

²⁸ <https://www.jla.or.jp/committees/bsh/tabid/186/Default.aspx>

²⁹ <https://id.ndl.go.jp/auth/ndla>